

## 介護職員等特定処遇改善加算

### 「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきましては、内閣府が2017年12月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」において「介護人材確保のための取組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ2019年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

このことを受けて、2019年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

#### 【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること。
- 賃上げ以外の処遇改善の取組みの見える化を行っていること

詳細については、下記の厚生労働省通知等をご確認下さい。

[介護職員等特定処遇改善加算（厚生労働省資料）](#)

### 「見える化要件」とは

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取組みについて、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公開制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表する事が明確にされています。

### 「職場環境要件」について

各事業所では賃金以外の処遇改善について下記の取組みを実施しています。

#### ○資質の向上

- ・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

#### ○労働環境・処遇の改善

- ・福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入
- ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化

○その他

- ・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）
- ・職員の増員による業務負担の軽減

○介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算取得状況

事業所名	事業名	処遇改善加算	特定処遇改善加算
堺みなみ	生活介護	I	I
くるみの樹	生活介護	I	I
わららか草部	生活介護	I	I
わららか草部	就労継続支援 B 型	I	I
デイセンターフレンズ	生活介護	I	I
デイセンターフレンズ (うららのお店)	就労継続支援 B 型	I	I
ケアスペースつむぎ	生活介護	I	I
ショートステイうてな	短期入所	I	有
サウス・ライト	共同生活援助	I	II
宮山台ホーム	共同生活援助	I	II
グループホームわろうだ	共同生活援助	I	II
すわの森ホーム	共同生活援助	I	II
平井ホーム	共同生活援助	I	II
グループホームあいあい	共同生活援助	I	II
グループホームしゅくらん	共同生活援助	I	II